

	健康保険	医師国保
保険料	<p>1.標準報酬額×10.08%(介護保険分 1.55%)労使折半賞与にも上記保険料必要</p> <p>2.被扶養者が何人いても保険料は一律</p>	<p>1.事業主である第1種組合員 27,000円</p> <p>2.第2種組合員 1人当たり 7,000円</p> <p>3.家族 1人当たり 6,000円</p> <p>4.介護保険分 1人当たり 3,500円</p> <p>5.後期高齢者支援金 1人当たり 2,800円</p> <p>6.賞与には保険料不要</p>
本人負担割合	3割	3割
自家診療	可能	薬代のみ請求可
出産手当金	産前6週間～産後8週間の産休期間に賃金の支払いがない場合、産休前の標準報酬額の2/3を支給	なし
傷病手当金	私傷病による就労不能連続4日目より支給、休業前の標準報酬額の2/3を支給	なし (事業主である第1種組合員は傷病手当金が支給される)
保険料免除制度	育児休業期間中、本人負担および医院負担とも全額免除	なし
保険料の計算例	<p>給与22万円の場合の本人負担額(40歳未満) 健康保険 11,088円・厚生年金 18,053円</p> <p>給与16万円の場合の本人負担額(40歳未満) 健康保険 8,064円・厚生年金 13,129円</p> <p>医院負担額は上記の保険料額と同額(折半負担)</p> <p>賞与支給額は26.492%を医院・本人が折半負担</p>	<p>特に規定はないが、一般的には保険料を労使折半にする場合が多い</p> <p>扶養家族が多いほど、保険料が高くなる</p>